

期 間 十一月から平成二十二年二月(予定)

対象地域 伊豆の国市長岡地区

作業内容 現地調査……街区点(既設の境界杭等)の調査
街区点測量……街区点(既設の境界杭、現況地物等)の測量

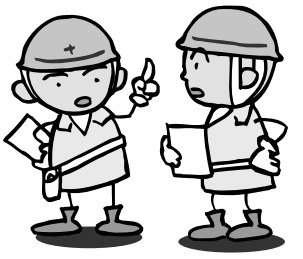
問合せ 国土交通省国土地理院中部地方測量部測量課
電話 0552(961)5648
市役所建設課
電話 055(948)2908

国土交通省の実施する、都市再生街区基本調査(土地活用促進調査)の一環として、市内で国土地理院が測量などを実施します。

この調査は、都市部の地籍調査を促進するための基礎的なデータを整備するもので、人口が集中している市街地を対象に平成十六年度から実施されているものです。

今回の調査は、主に道路などの現況を調査し、街区の現状を把握するための測量となります。ご協力をお願いします。

*今回の調査では、原則として民地へ立ち入ることはありません。また、民地との境界に関わる測量を行うものでもありませんので、民地所有者の立ち会いを求めなくてもありません。



都市再生街区基本調査

ご協力ください 調査・測量を行います

敬老祝金

けいろういわいきん

有効期限は
平成 22 年 3 月 31 日
まで!

高齢者の長寿を祝福するため、75歳以上の人を対象に9月に実施した敬老会で、敬老祝金(3,000円の商品券)を贈呈しました。敬老会を欠席した人には、民生委員から受け取る方法と、直接市の窓口に取りに来る方法のいずれかの方法で贈呈しましたが、商品券の使用期限が平成22年3月31日(水)となっていますので、まだ取りに来ていない人は、早めに窓口までお越しください。



対象者 4月1日現在で市に住民登録のある昭和9年4月1日以前生まれの人

贈呈場所

- 市民サービス課(伊豆長岡庁舎: 10月30日(金)まで)
- 葦山市民サービス課(葦山庁舎: 10月30日(金)まで)
- 高齢者支援課(大仁庁舎)

*11月2日(月)からは、高齢者支援課(大仁庁舎)でのみ配付となります。

持ち物 領収書(敬老会案内通知に同封したものに記入押印)

*領収書を紛失した場合は、窓口で再発行しますので、本人の身分を証明する物(保険証など)と印鑑をお持ちください。

*代理人が受け取りに来る場合は、代理人本人の身分を証明するもの(運転免許証など)が必要です。

問合せ 高齢者支援課 電話 0558 76 8011

役立つ情報
満載!!

2010年版 県民手帳

スケジュール帳としての機能のほか、県内のイベント情報や消費生活全般に関する相談先などを掲載している暮らしの相談窓口、主要官公庁所在地一覧、公営温泉施設など、生活や仕事に役立つ情報満載。来年の手帳にいかがですか?今回、10月の月の扉に伊豆の国市が掲載されていますよ。



*市役所での販売は行ってません。

価格 大型判 600円 / 小型判 500円

表紙色 : グレー

市内販売店

水口書店	電話 055 948 0021
日盛堂	電話 055 949 1373
長屋書店	電話 0558 76 1056
文教堂大仁店	電話 0558 76 7611
ブックランドアピタ大仁店	電話 0558 75 5101

問合せ 秘書広報課 電話 055 948 1431

宝くじは

広く社会に役立てられています

このほど、(財)自治総合センターが実施する宝くじの助成金で、長崎区の放送設備を整備しました。



整備された長崎区の放送設備

問合せ 市民サービス課
電話 055 948 2901

暮らしを支える正しい計量

11月は計量強調月間

正確な計量は、私たちの生活の基本です

私たちの身の回りでは、ガス・水道・電気の使用量、スーパーマーケットでの肉や魚の計量、タクシー料金・ガソリン料金の計算などにさまざまな計量器が使われています。

私たちの暮らしが安全で快適であるためには、これらの計量器が正確に作動し、正しく使われることが重要です。そのために、「計量法」で、規制の対象となる計量器を指定するとともに、適正な計量の基準を定めています。

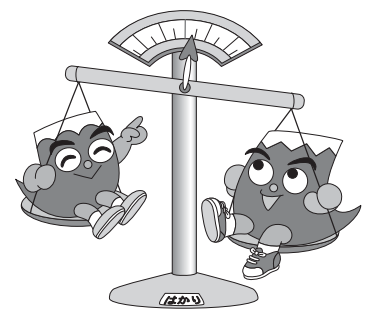
身近な特定計量器と有効期間

特定計量器名	有効期間
ガスメーター	10年
水道メーター	8年
電気メーター	10年
タクシーメーター	1年
自動車等給油メーター	7年

計量法で定められた「特定計量器」の中には、検定等の有効期間を持つものもあり、有効期間を過ぎた計量器は、使用することができません。

はかりの定期検査を受けましょう

取引・証明に使用するはかりは、県が実施する二年に一回の定期検査を受ける必要があります。対象となるお店は、食料品店、宅配取扱店、薬局などです。



問合せ・相談窓口
静岡県計量検定所
電話 054(278)8311
市役所観光工商課
電話 055(948)1480



守ろうよ 未来見つめる 小さなひとみ

11月は児童虐待防止推進月間

11月の1か月間は「児童虐待防止推進月間」とし、児童虐待防止への意識の高揚・定着を図ると共に、自主的な児童虐待防止活動を促進する期間としています。虐待かな?と思ったら福祉課または、児童相談所にご連絡ください。

問合せ 市役所福祉課 電話 0558 76 8008
東部児童相談所 電話 055 922 4199

将棋教室 参加者募集

小学生の将棋教室を行います。将棋をやったことがない人でも参加できます。

とき / 11月14日(土)13:30 ~ 15:00
ところ / 大仁児童館 *月曜日、祝日は休館。
定員 / 小学校4 ~ 6年生 20人(先着順)
申込み・問合せ / 大仁児童館 電話 0558 76 1346

平成22年度 保育園、放課後児童クラブ入所受け付け開始!

受付期間 / 11月2日(月) ~ 12月10日(木)
8:30 ~ 17:15

*詳しくは広報いづくに10月号または市ホームページをご覧ください。

申込み・問合せ / こども育成課 電話 055 948 1447